

# 毛呂山町スマート商店創造事業 キャッシュレス決済システム導入補助金 申請・交付要領

令和3年11月改定

## 毛呂山町商工会

**【提出先・問合せ先】**

毛呂山町商工会事務局

〒350-0465 毛呂山町岩井西4-6-16

電話：049-294-1545 FAX：049-294-1557

受付時間：9：00～17：00（土日祝除く）

ホームページ：<http://www.moronet.com>

## 1. 事業の目的

新型コロナウイルス感染防止対策として有効なキャッシュレス決済の普及を図るため、キャッシュレス決済システムを新に導入する、あるいは新システムへの乗り換え、アップグレードをしようとする商工会員に対して、その導入に要する経費を補助します。

## 2. 補助対象者

補助対象事業者（事業者）は、小規模事業者（別表1）に分類される毛呂山町商工会の会員で、且つ毛呂山町内に店舗等を有するもので、次のいずれにも該当するもの。

- ①主として一般消費者を取引対象としている事業者（小売業、飲食業、サービス業）であること。
  - ②今回の補助対象となる経費について、国、県、町、その他公共団体等から補助金等の交付を受けていないこと。
  - ③暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人でないこと。また、暴力団員等が経営に事実上参画していないこと。
- （別表1）

商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）	常時使用する従業員の数5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	常時使用する従業員の数20人以下
製造業その他	常時使用する従業員の数20人以下

※商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（小規模事業者支援法）の定めによる。

## 3. 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため顧客との接触機会を軽減するために導入するキャッシュレス決済システム及びキャッシュレス決済システムと連動したレジスタ等の導入に要する別表2に掲げる経費について補助します。

（別表2）

分類	対象品目
①決済端末購入費	端末機本体 ※端末機とセットで稼働する通信機器も含む
	必要なソフトウェア
	設定費用
②レジスタ購入費	レジスタ・POSレジ本体 ※キャッシュレス決済端末機と接続して使用するものに限る
	必要なソフトウェア
	接続ケーブル等
	設定費用
③汎用端末購入費	PC、タブレット、スマートフォン等 ※もっぱらキャッシュレス決済端末と接続して使用するものに限る ※1店舗1台限り

④付属品購入費	端末機本体と連動して使用するレシートプリンタ、バーコードリーダー、ディスプレイ等
⑤通信機器購入費	決済システムの稼働に必要な通信機器 ※通信環境の無い事業者が新規に設置する場合に限る 設定費用
⑥設置費	機器据付に必要な設置費用

※新規導入、新システムへの乗り換え、既存システムのバージョンアップに要する経費のいずれも可とします。

## 5. 補助対象経費とならないもの

次に掲げるものは補助対象経費から除外します。

- ①別表2に掲げる補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税。
- ②新規導入、新システムへの乗り換え、既存システムのバージョンアップに係る初期投資費用以外の経費。
- ③中古品、オークション品、事業者でない個人間の取引、個人輸入品等による購入品。
- ④レンタル料、リース料、割賦金額、保守管理料、機器使用料、決済手数料、通信費用、消耗品補充費用等のランニングコスト。
- ⑤キャッシュレス化を目的としないレジスタの購入及び汎用端末（PC・タブレット・スマートホン等）の購入、インターネット等通信環境整備に係る機器購入。
- ⑥その他、毛呂山町商工会が補助対象とすることが適当でないと判断したもの。

## 6. 補助対象期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日までに契約、設置、支払が完了するもの。

※本事業の発表前であっても、令和3年4月1日以降に契約したものであれば補助事業の対象とします。

## 7. 補助率、補助限度額

補助率：10/10以内

補助上限額：1事業所あたり100,000円

但し、連動するレジスタ等を導入する場合は500,000円

## 8. 補助金の申請期間

令和3年10月1日（金）から令和4年1月14日（金）（必着）

※上記期間内でも、補助金申請額が予算額に達した時点で受付を締め切ります。

## 9. 補助金の申請

事業者が補助金を申請する場合は、毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、商工会長あて提出してください。

※補助金の総枠に限度がありますので、補助金の申請にあたっては見積書を取るなど

して出来るだけ実態に沿った事業予算を計上してください。

※実際に補助金申請額以上の支払いがあったとしても、採択通知に記載された額を上回る補助金の交付は出来ません。

※誓約事項欄のチェックをお願いします。誓約いただけない場合は補助金の申請をお断りします。

## 10. 補助金の採択及び通知

商工会長は、事業者から補助金の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の採択の可否を決定し、毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金採択・不採択通知書（様式第2号）により通知いたします。

## 11. 事業実施報告並びに補助金の交付請求と期限

補助事業が完了した場合には、毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金事業実施報告書兼交付請求書（様式第3号）に必要事項を記入し、別表3に掲げる書類を添付して速やかに交付請求を行ってください。

交付請求期限 **令和4年3月15日**（火）必着

※期限を過ぎますと、補助金の交付が受けられなくなる場合があります。

※誓約事項欄のチェックをお願いします。誓約いただけない場合は補助金の請求を却下いたします。

（別表3）

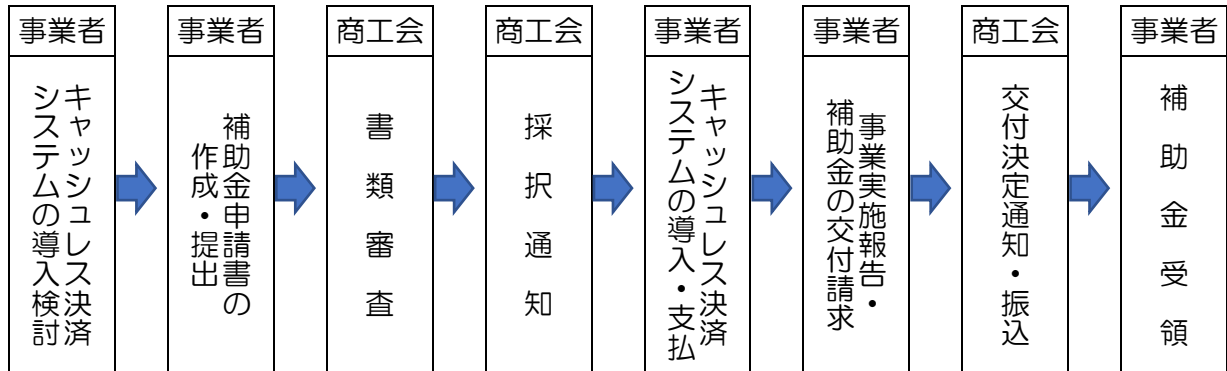
①	決済端末機購入、レジスタ購入、汎用端末購入、付属品購入、通信機器購入、機器据付等の各費用を証明する契約書、納品書、請求書等の写し ※購入等の項目ごとの明細及び金額が記載されているもの
②	レジスタ購入、汎用端末購入、通信機器購入のみを補助金の対象とする場合は、キャッシュレスシステムと連動して使用することを証明する書類の写し ※機器と連動されるキャッシュレス決済システムの契約書等
③	経費の支払いを証明する銀行振込（明細）受領書または領収証の写し ※口座引き落としの場合は、引き落としされた銀行預金通帳等のカナ氏名、店番、預金種目、口座番号、金融機関名、支店名の全てが表示された面と当該引き落としが印字された面の写し
④	購入した機器等を設置した写真 ※補助金の対象となる機器等全ての写真
⑤	補助金の振込を受ける預金通帳の写し ※事業者が法人の場合は法人名義のもの、個人の場合は交付請求する本人名義のもの ※カナ氏名、店番、預金種目、口座番号、金融機関名、支店名の全てが表示された面の写し

## 12. 補助金の交付

商工会長は、事業者から補助金の事業実施報告並びに交付請求があったときは、速や

かにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するとともに、事業者の指定した口座に補助金を振り込みます。

### 13. 手続きの流れ



### 14. 補助金の交付決定の取消し

商工会長は、事業者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、補助金の交付決定を取り消すことができます。

なお、既に補助金が交付されているときは、事業者に対し補助金の返還を請求します。

### 15. その他

この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、商工会長が別に定めます。

### 16. 申請窓口及び問合せ先

毛呂山町商工会事務局

電話：049-294-1545（9：00～17：00/土日祝除く）

住所：埼玉県入間郡毛呂山町岩井西 4-6-16

### 17. 協力機関

毛呂山町産業振興課

毛呂山町金融連絡会

（ 埼玉りそな銀行越生毛呂山支店、東和銀行長瀬支店  
飯能信用金庫毛呂山支店、埼玉縣信用金庫毛呂山支店 ）

令和3年11月25日

毛呂山町商工会

(様式第1号)

令和 年 月 日

毛呂山町商工会長あて

申請者 〇  
事業所住所  
事業所名  
代表者名  
電話番号

印

毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金申請書

毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金を受けたいので、下記により申請します。

1. 申請者情報

主たる業種・事業内容	
常時使用する従業員数	人
担当者職・氏名	
電話番号・FAX番号	TEL / FAX
E-mail	

2. 導入するキャッシュレス決済システム（サービス）

決済事業者名	決済サービス名	導入時期（予定時期）
		令和 年 月 日

3. 事業の概要及び補助金申請額

分類	具体的内容	予算額
①決済端末購入費		円
②レジスタ購入費		円
③汎用端末購入費		円
④付属品購入費		円
⑤通信機器購入費		円
⑤設置費		円
	事業費（予算額）合計	円
	補助金申請額	円

《誓約事項》 ※誓約される場合には、□にチェックをしてください。

本補助金申請・交付要領の内容に同意します。

申請書の記載事項について虚偽はありません。

暴力団、暴力団員等の反社会的勢力に属する者及び代表者又は役員が暴力団員等となっている法人ではありません。また、暴力団員等が経営に事実上参画していません。

(様式第2号)

令和 年 月 日

様

毛呂山町商工会  
会長 岡部 和雄

毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金採択・不採択通知書

令和 年 月 日付で申請があったについて毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金について下記の通り通知します。

記

1. 採 択 ・ 不採択

※不採択の場合の理由

2. 補助金額 円

以上





5. 振込先口座

金融機関名						預金種別				
銀行 金庫			支店			普通 当座				
金融機関コード			店舗コード			口座番号（右づめ）				
口座名義人（フリガナ）										

<< 誓約事項 >> ※誓約される場合には、□にチェックをしてください。  
 事業実施報告書 兼 交付請求書の記載事項について虚偽はありません。  
 虚偽の報告並びに請求が判明した場合には、補助金を返還いたします。

(様式第4号)

令和 年 月 日

様

毛呂山町商工会  
会長 岡部 和雄

毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付で事業実施報告並びに交付請求のあった毛呂山町スマート商店創造事業キャッシュレス決済システム導入補助金について交付が決定いたしましたので通知します。

記

1. 交付決定額 円

2. 振込予定日 令和 年 月 日以降 ※貴事業所指定口座

以上

